

〔期間限定のキャンペーンの期間を延長することの可否〕

Q. 9月末までの1ヵ月間、新車を購入された方を対象に、1.9%低金利キャンペーンを実施していますが、10月からは1.9%の低金利に加え、オプション5万円分をプレゼントするキャンペーンを実施したいと考えています。別企画と考えて、実施しても問題ないでしょうか？

＜9月配布のチラシ広告＞

9月末までに成約した方が対象
1.9%低金利キャンペーン
実施中！

期間延長



＜10月配布予定のチラシ広告＞

1.9%低金利
+オプション5万円分プレゼント
実施中！

A. 10月以降のキャンペーンのうち、「1.9%低金利キャンペーン」については9月末まで実施したキャンペーンと同一の企画です。そのため、「9月末までに成約した方が対象 1.9%低金利キャンペーン」と表示し、実施したにもかかわらず、10月にも同様のキャンペーンを実施（期間延長）した場合、「9月末まで」との表示が、あたかも9月末までに新車を成約した場合に限り、1.9%の低金利が適用されるかのように、一般消費者に誤認される不当表示（有利誤認表示）に該当するため、問題となります。

以上のことから、「1.9%低金利キャンペーン」は、9月末で終了する必要があります。

なお、10月のキャンペーンについては、例えば、オプション5万円分プレゼントのみ実施するなど、内容を変更して実施して下さい。